

果樹産地の担い手を応援します！

R7改訂版. 公益社団法人福島県青果物価格補償協会

## ～ 果樹経営支援対策事業・果樹先導的取組支援事業・果樹未収益期間支援事業 ～

### 事業のメニューは？

#### A. 果樹経営支援対策事業

事業内容	補助額・補助率
1. 優良品目・品種への転換 <b>樹形区分ごと(慣行・省力)</b>	
(1)改植 ①. 主要落葉果樹 ②. その他果樹 (2)高接ぎ(すべての果樹)	定額(単価:別紙のとおり) 定率(1/2以内) 定率(1/2以内)
2. 新植	定額(単価:別紙のとおり)
3. 小規模基盤整備	
①. 園内道の整備 ②. 園地傾斜の緩和 ③. 土壌土層改良 ④. 排水路の整備(明きよ、暗きよ、貯水槽など)	定率(1/2以内)
4. 放任園発生防止	定額(単価:別紙のとおり)
5. 用水・かん水設備の設置	定率(1/2以内)
6. 特認事業	
①. 防霜設備の整備 ②. 防風設備の整備	定率(1/2以内)

#### B. 果樹先導的取組支援事業

事業内容	補助額・補助率
1. 優良品目・品種への転換 <b>樹形区分ごと(慣行・省力)</b>	
(1)改植 (2)新植 (3)高接ぎ (4)改植及び新植と一体となった「 <b>果樹棚</b> 」	定率(1/2以内)
2. 災害対応設備の整備	
①. 防霜設備の整備 ②. 防風設備(多目的防災網含む)の整備	定率(1/2以内)
3. 安定生産に資する設備の設置	
①. 用水・かん水設備の設置 ②. 園地管理軌道施設の設置 ③. 改植及び新植と一体となった「 <b>雨よけ</b> 」 ④. <b>高温対応資機材の導入(遮光ネット、被覆資材、細霧冷房、その他)</b>	定率(1/2以内)
4. ほ場条件の整備	
①. 園内道の整備 ②. 園地傾斜の緩和 ③. 土壌土層改良 ④. 排水路の整備(明きよ、暗きよ、貯水槽など)	定率(1/2以内)

## 事業の主な対象要件等は？

- 果樹産地協議会(生産者代表、JA・市町村・県などで構成)が作成した産地計画に基づいた「担い手」であること。
- 地域計画の目標地図に位置付けられた者が、将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。(色付けされた園地)

↳ ■補足説明(資料No.2)

- 改植・新植の場合、転換先が産地計画に位置づけられた振興すべき品目・品種であること。  
(小規模基盤整備、用水・かん水施設の設置、特認事業、高温対応資機材の導入の場合も、該当園地が、産地計画に位置づけられた振興すべき品目・品種であること。)

↳ ■補足説明(資料No.3)

- 面積要件は、

改植、新植、高接、果樹棚、土壌土層改良	1箇所あたりおおむね 2a以上
園内道の整備、傾斜緩和、排水路、かん水、防霜ファン、防風ネット、雨よけ、高温対応資機材の導入	1箇所あたりおおむね10a以上

- 改植・新植の場合、下限本数以上の植栽が必要。
- 新植・改植・果樹経営支援事業の放任園発生防止を除く全ての支援メニューで、果樹共済又は収入保険制度に加入済み又は次年度加入を確約するものであること。
- 事業実施後4年、8年の確認を行い、例えば、苗の生育不良や、防風ネットの網の破損がある場合は、自己資金で現状復帰が原則。
- 果樹先導的取組支援事業は、実施後(4年)の選択した取組支援を達成することが要件。
- 園内道整備、傾斜緩和、土壌土層改良を行う場合、盛土規制法に基づく対応が必要。

## 事業にはどんな特徴がありますか？

- 集団の要件は無く、個人で事業を実施することができます。
- 果樹経営支援対策事業は、2か年(年度またぎ・事業計画を受けた年度(1年目)の翌年度(2年目)まで)で実施することができます。  
なお、果樹先導的取組支援事業は、令和6年度補正予算事業であることから、令和7年度に事業完了するものです。
- 果樹先導的取組支援事業では、改植及び新植と一体となった果樹棚・雨よけも実施することができます。(なお、雨よけでは、事業費上限・400万円/10a(税込) 補助金上限額・160万円/10aが設定されております。)

(令和7年度運用改善)・**果樹経営支援対策事業において、計画承認がされており改植・新植が確実に行われることが見込まれる場合は、整備年度が異なる場合も、果樹先導的取組支援事業において果樹棚の導入を行うことが可能となりました。ただし、その場合において果樹経営支援対策事業における新植・改植による補助率は2分の1での支援となります。**

- 例
- 果樹経営支援対策事業  
なしのジョイント栽培 (改植) 年度またぎ
  - 果樹先導的取組支援事業  
なしの棚

➡ 『一体的』運用が可能

## 両事業の棲み分けは？

- 補助率が同一の整備事業(改植・新植は除く)については、先導的取組支援事業で申請してください。改植・新植については、補助率が異なることから、令和7年度の果樹経営支援事業の予算と運用を踏まえ、どちらの事業で申請するか判断してください。



C「果樹未収益期間支援事業」は、果樹経営支援対策事業において、主要果樹における優良品種・品目への改植・新植を実施した支援対象者(個人)が対象となります。改植・特認植栽・新植における未収益期間に対し、10アール当たり22万円を助成するもので、植栽終了後、一括して助成を受けることができる事業です。(果樹先導的取組支援事業についても、同様の措置が講じられます。)

## 事業の申請スケジュールは？

項目	果樹経営支援対策事業・果樹先導的取組支援事業	果樹未収益期間支援事業
計画申請時期(県協会) //	1次申請・・・04月18日 2次申請・・・2次申請以降を行うかは予算を見て判断	1次申請・・・04月18日 2次申請・・・2次申請以降を行うかは予算を見て判断
実績報告兼支払請求時期(県協会) //	08月20日 02月20日	08月20日 02月20日

## 補助金の交付はいつ頃ですか？

■ 植栽等が終了し、実績報告兼支払請求(8月・2月)後の(9月・3月)ごろです。

(令和7年度運用改善)・・・果樹棚で、改植・新植を果樹経営支援対策事業(年度またぎ)を申請した場合、植栽は次年度であっても、果樹先導的取組支援事業の棚が完了すれば、両事業の実績報告兼支払請求を行うことができることとなります。

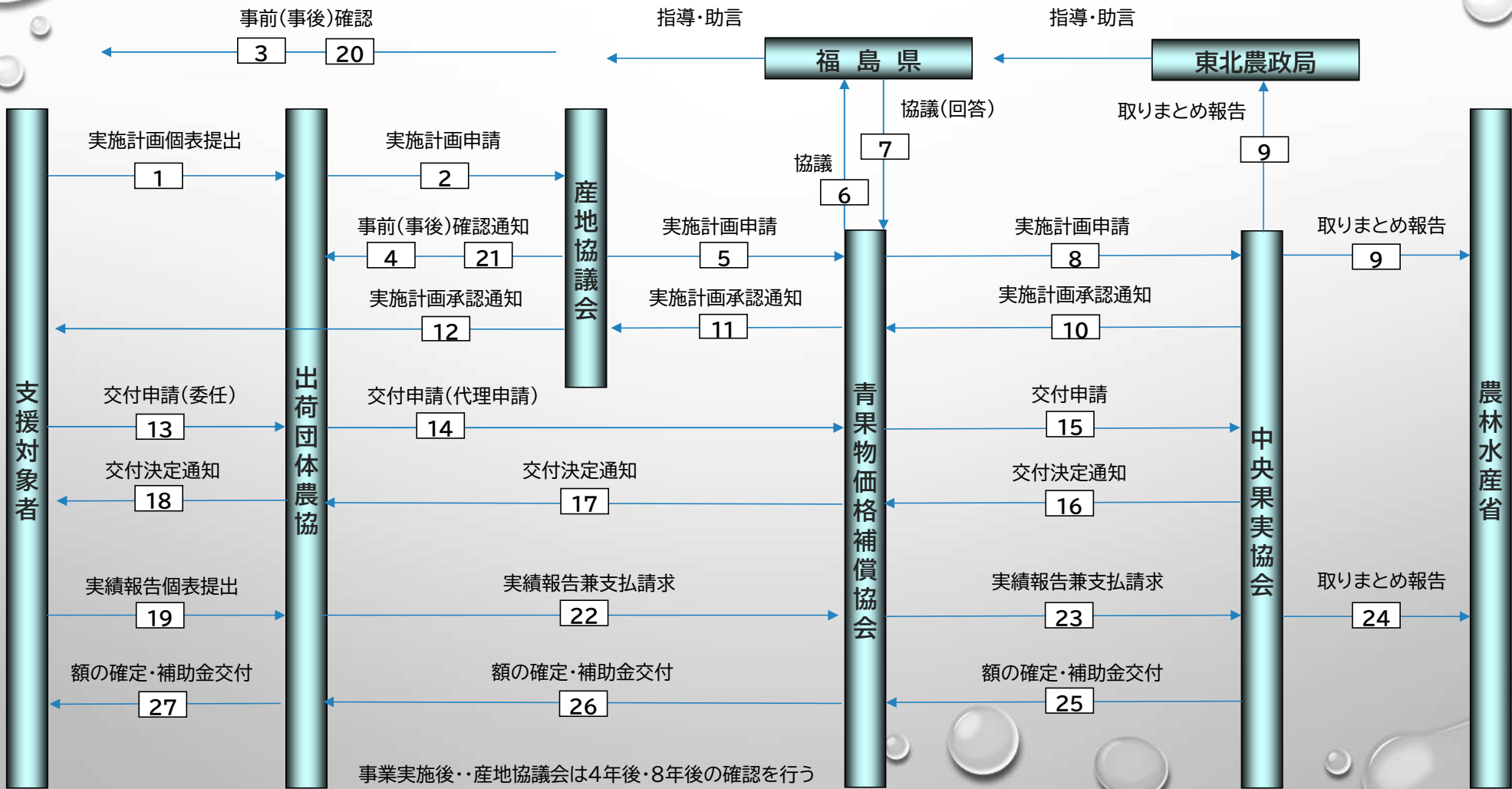
なお、「自然災害等対応」については、「果樹経営支援対策事業」及び「果樹未収益期間支援事業」に準じ支援を行うことができますが、計画承認前の着手(事前着工)はできませんので、ご留意願います。

また、被害を受けた園地の円滑な営農再開を図るための事業「果樹産地再生支援対策事業」などの実施があった場合は、速やかにご案内いたします。

その他 申請書類の作成に当たっては、支援systemが活用できます。

→ ■補足説明(資料No.4)

事務フロー



事業実施後・産地協議会は4年後・8年後の確認を行う

改植・新植における支援単価及び下限本数(10アール当たり植栽本数及び単価(千円))

品目・栽培区分	下限本数	改植単価	新植単価	放任園防止単価
りんご(普通栽培)	18	170	150	80
りんご(わい化栽培)	62	330	320	80
りんご(新わい化栽培)	165	530	520	80
りんご(超高密植栽培)	250	730	710	80
りんご(V字ジョイント栽培)	166	730	710	80
ぶどう(普通栽培)	12	170	150	80
ぶどう(垣根栽培)	125	330	320	80
ぶどう(根域制限栽培)	170	1,000	990	80
なし(日本梨・普通栽培)	40	170	150	80
なし(西洋梨・普通栽培)	15	170	150	80
なし(ジョイント栽培)	169	330	320	80
なし(V字ジョイント栽培)	125	730	710	80
なし(根域制限栽培)	170	1,000	990	80
もも(普通栽培)	18	170	150	80
もも(ジョイント栽培)	169	330	320	80
もも(V字ジョイント栽培)	125	730	710	80
おうとう(普通栽培)	15	170	150	80
おうとう(V字ジョイント栽培)	125	730	710	80
びわ(普通栽培)	28	170	150	80
かき(普通栽培)	30	170	150	80
かき(ジョイント栽培)	190	330	320	80
かき(V字ジョイント栽培)	250	730	710	80
くり(普通栽培)	21	170	150	80
うめ(普通栽培)	12	170	150	80
すもも(普通栽培)	13	170	150	80
すもも(ジョイント栽培)	169	330	320	80
すもも(V字ジョイント栽培)		730	710	80
キウイ(普通栽培)	9	170	150	80
いちじく(普通栽培)	10	170	150	80

☆☆☆ よくある質問 ☆☆☆

(問1)

改植事業の交付決定前に購入した苗木を改植に用いてもよいですか。また、交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成してから、植栽する場合はどうですか。

(答)

交付決定を受けてから、苗木を購入し事業期間内に植栽してください。自己費用で苗木を購入した場合を含め、交付決定前に購入した苗木を改植に用いることはできません。交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成し、事業期間内(事業の交付決定後から完了報告の間)に植栽することは可能です。事業期間を超えて、大苗にまで育成した苗木を植栽することはできません。

(問2)

改植等において、自己で育成した苗木を用いて、植栽してよろしいですか。

(答)

自己で育成した苗木を用いることは、事前着工とみなされ、来歴の明確な(裏付けのある)苗木を用いて行うこととしており、改植等の対象になりません。

(問3)

改植等において植栽する場合に、果樹棚に係る資材代も補助対象となりますか。

(答)

補助対象となりません。(先導的取組支援事業では対象)

(問4)

改植等において、苗木植栽時の支柱は補助対象となりますか。

(答)

植栽時に必要不可欠な支柱は対象となります。

(問5)

改植において伐採した転換元の樹木の根や樹幹等の撤去費用や処理費用は補助対象となりますか。

(答)

対象となります。

(問6)

「土壌改良」において、使用できる土壌改良資材は何ですか。

(答)

土壌改良用資材としては、地力増進法の政令指定の12種類のほか、たい肥類等がありますが、以下の条件を満たす土壌改良用資材を選択してください。また、土壌改良用資材の種類や量は都道府県の施用基準に基づいたものとしてください。

- ①. 県の施用基準に即したもの
- ②. 県の指導機関等において推奨しているもの
- ③. 土壌改良用資材として効果が一定期間持続するもの

(問7)

用水・かん水施設の具体的な補助対象経費について教えてください。  
また、井戸掘りは補助対象となりますか。

(答)

用水・かん水施設の整備については、生産性の向上に資するため、原則として、新たに固定式の撒水施設を導入し一体的に整備するものとし、揚水施設は、揚水ポンプ、揚水管、貯水槽(沢水、雨水を利用したシートタンク等を含む。なお、専ら運搬用のシートタンクは補助対象外です。撒水施設は、定置パイプ、点滴かん水チューブ、多目的スプリンクラー等を、撒水自動制御装置は、電磁弁、配水施設(ポンプ、配水管、資材混入槽)等を補助対象とします。

なお、原則として水源は対象としません。

(問8)

用水・かん水施設の整備において、既存かん水施設の更新は対象になりますか。また、消耗品(チューブ等)のみの更新経費や撤去に要する経費は補助対象になりますか。

(答)

単純な更新については、対象になりません。しかし、既存の施設に加えて機能向上が認められる場合は、揚水、貯水、送水、撒水施設の整備が単独でも実施可能となります。ただしチューブ等の消耗品のみの更新については対象外です。なお、既存施設の撤去に要する経費は補助対象外です。



(問9)

用水・かん水施設の整備において、スプリンクラーについては、固定式だけでなく、移動式も補助対象になりますか。

(答)

固定式だけでなく、移動式スプリンクラーも補助対象になります。

(問10)

防霜・防風設備の整備で対象となる設備等はどのようなものですか。多目的防災網も対象となりますか。

(答)

防霜ファン、防風ネット、防風林の整備を対象とします。単純な更新や資材の購入については認められませんが、より強風に耐えられるような設備については対象になります。具体的には本会へご相談ください。

多目的防災網については、風害のほか雹害や特定の病害虫等への対策として導入する場合は、補助対象となります。

なお、導入にあたっては導入理由・見込まれる効果を整理の上申請願います。

また、耐用年数の期間は、安全に効果が発揮できるよう、県等が定めた基準等により施工を行ってください。

(問11)

整備事業において、スプリンクラーや防霜ファン等の電源の設置費は、補助対象となりますか。

(答)

既存の電柱と必要とする電源(果樹園の場所)との距離について、いろいろなケースが想定され、また、電力会社の対応も異なることから、電源までの電線の引き込みのための電柱等の設置経費は、補助対象となりません。このための電力使用申請経費や電気工事費等は、補助対象となりません。補助の対象は、電源の場所から以降の部分とします。この場合、配電盤及びその設置費は、補助対象となります。

お問合せは・・・各産地協議会 事務局(JAの営農担当窓口)へ  
または

福島県農林水産部 園芸課 ☎ 024-521-7357  
(公社)福島県青果物価格補償協会 ☎ 024-554-3567